

# 新型コロナウイルス感染症予防 ガイドライン(有料公園施設等)

第15版

令和2年5月 作成  
令和4年1月 改訂

土木部 土木総務課

中央総合事務所 地域整備1・2課

## 目次

## Contents

---

---

# 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（有料公園施設等）

---

---

### 【共通】新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（有料公園施設等）

---

1 基本的な考え方	・・・ 1
2 有料公園施設等	・・・ 1
3 施設管理者が行う具体的業務	
(1) 従事する職員に関する感染防止策	・・・ 2
(2) 利用者に関する感染防止策	・・・ 2
(3) 施設的环境管理に関する感染防止策	・・・ 3
(4) 施設の清掃・衛生管理に関する感染防止策	・・・ 3
(5) イベント等開催について	・・・ 4～5
(6) 周知・広報	・・・ 6
(7) その他	・・・ 6～7

### 【個別】新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（有料公園施設等）

---

稲佐山公園	・・・ 8～10
長崎市総合運動公園	・・・ 11～12
平和公園	・・・ 13～14
小江原台近隣公園	・・・ 15
立山公園	・・・ 16

## 【共通】公園の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(有料公園施設等)

### 1 基本的な考え方

本ガイドラインは、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、公園の有料施設等の供用再開に向けて、新型コロナ感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

したがって、感染症防止対策を実施するにあたっては、有料公園施設等の特性を踏まえた対応を行うことが重要であり、施設によっては、本ガイドラインにない対応が必要となる場合も想定されます。

また、施設の状況によっては、直ちに対応・導入することが難しい事項が含まれていることから、必ずしも全ての対策を講じることを施設の供用に際しての必須条件とはしませんが、本ガイドラインが、利用者や施設職員のみならず、「市民の安全」を確保することを目的としていることを十分踏まえ、適正に対応していただきますようお願いいたします。

### 2 有料公園施設等

公園名	管理形態	有料施設等	公共予約案内システム稼働
稲佐山公園	指定管理	野外ステージ(リハーサル室含)	×
		スロープカー	×
		展望台(駐車場含む)	×
		管理事務所	×
総合運動公園	指定管理	庭球場	○
		陸上競技場	×
		補助競技場	×
		投てき練習場	×
		野球場	○
		運動広場(無料)	×
		管理事務所	×
平和公園	直営 (委託)	ラグビー・サッカー場	○
		陸上競技場(更衣室含)	×
		庭球場	○
		ソフトボール場	○
		弓道場	×
		管理事務所	×
小江原台近隣公園	直営	庭球場(3面中、1面は自治会管理)	○
		多目的広場(無料)	○
立山公園	直営	立山市民運動場	○

### 3 施設管理者が行う具体的な業務

#### (1) 従事する職員に関する感染防止策


ア 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください。

イ 施設管理者は、職員の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。

ウ 出勤前に自宅等での検温を実施し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。加えて、発熱の他に、次の症状に該当する場合も自宅待機としてください。

**咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐**

エ 職員はマスクを着用したうえで、利用者から物品や金品を受領する場合には、触れる箇所を最小限とする工夫(トレーの使用や手袋の着用など)を行うとともに、こまめな手洗いや、手指の消毒を行ってください。

 **現金の取り扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。**


オ ユニフォームや衣類は、こまめに洗濯するように努めてください。

カ 職員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

#### (2) 利用者に関する感染防止策

ア 利用者に対し、以下の依頼を行ってください。

- マスクの着用(マスクを持参していない場合には、咳エチケット)
- こまめな手洗い、手指の消毒の実施
- 社会的距離(ソーシャル・ディスタンス)の確保

 **上記防止策は、搬入業者にも徹底していただくとともに、不要な接触を減らす取り組み(TV会議の活用など)も行ってください。**

イ パンフレットやチラシ、アンケート等はラック等を使用し、手渡しを避けてください。

ウ 入場口やチケット売り場等、利用者の密集が予想される場所については、分散を依頼するとともに、必要に応じて入場の制限等を行ってください。

エ 感染が疑われる利用者が発生した場合は、以下の対応を行ってください。

- 他の利用者や職員と接触しない部屋への隔離
- 対応するスタッフの安全確保(マスクや手袋の着用の徹底)
- 医療機関や保健所、施設設置者(長崎市担当部局)への連絡

### (3) 施設の環境管理に関する感染防止策

- ア 施設(建物内)の扉・窓を開放し、換気を徹底してください。なお、十分な換気が得られない場合は、空調機器を稼働(外気導入運転を含む)させるなど、室内空気の残留を避けてください。
- イ 入場口等にアルコール消毒薬等を設置し、手指の消毒を徹底してください。なお、手洗いの励行も含め、ポスターの掲出なども併せて行ってください。
- ウ 利用者の密集が予想される場所については、「足形マーク」を貼付するなど、視覚的にもわかりやすい指示を行い、利用者間の距離を最低1m(可能であれば2m)離すようにしてください。
- エ チケットのもぎり、物販等を行う場合は、アクリル板や透明ビニルカーテンを設置し、利用者との間を遮蔽するようにしてください。なお、物販に際しては、多くの方が触れるようなサンプル品や見本品は極力設置しないでください。
- オ 飲食を提供する場合は、対面とまらない環境を作るとともに、テーブルや椅子の間隔を離すなど、密集状態にならない工夫を行ってください。
- カ 館内放送等を活用し、利用者への注意喚起(マスクの着用、三密の回避、手指の消毒等)を一定期間ごとに行ってください。

### (4) 施設の清掃、衛生管理に関する感染防止策

- ア 清掃、衛生管理に従事させる職員には、マスクと手袋の着用を徹底し、作業後は必ず石鹸と流水で手を洗い、手指の消毒を徹底してください。
- イ 多くの利用者が手を触れる下記の箇所は、始業前、始業後に丁寧にアルコール消毒を行ってください。



**テーブル、椅子、ドアノブ、スイッチ、エレベーターのボタン、蛇口、手すり、タブレット機器等**

- ウ ゴミの回収は、こまめに行ってください。また、ゴミ袋は必ず密閉してください。
- エ トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、アルコール消毒以外に以下の対策を行ってください。

- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ハンドドライヤーは、ウイルスの拡散につながるため、使用を中止してください。

## (5) イベント等開催について

イベント等における開催の判断基準は次のとおりとする。

ア 適用期間 まん延防止等重点措置の終期から1週間後まで。

ただし、1月23日(日)～2月13日(日)の間は利用休止とする。

イ 収容率および人数上限

<p><b>収容率</b></p>	<p>① 通常の場合(「安全計画」を策定しないイベント) 【収容率】 大声なし:100%、大声あり:50%</p> <p>② 「安全計画」を策定した場合 【収容率】 100% 【安全計画策定対象イベント】 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント ※大声なしの担保が前提</p>
<p><b>人数上限</b></p>	<p>① 【人数上限】5,000人 ※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする ※収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保 ※感染防止策への対応状況を確認する「チェックリスト」を作成する必要あり</p> <p>② 【人数上限】20,000人 (まん延防止等重点措置が適用された場合の新たな措置) 安全計画策定対象イベント</p>
<p><b>参 考</b></p>	<p>感染状況に応じたイベントの人数上限(安全計画策定の場合)</p> <p>緊急事態宣言 10,000人</p> <p>まん延防止等重点措置 20,000人</p> <p>その他地域 収容定員まで</p>

ウ 適切な感染防止対策の実施

ア) 消毒及び換気の徹底

イ) マスク着用の徹底、検温の実施(全員着用とし、持参していない場合は主催者側で配布)

ウ) 参加者の把握(連絡先の把握及び接触確認アプリの促進)

エ) 大声の抑止(個別に注意できるよう人員を配置)

オ) 入退場時の制限や誘導及び休憩時の密集の回避

カ) 客席との十分な距離の確保

キ) イベント前後の行動管理(交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起)

ク) 飲食の制限(飲食用のエリア以外での飲食の禁止)

※イベント中発声がない、飲食時以外マスク着用、十分な換気の要件を満たす場合にイベントエリアでの飲食可能

ケ) 演者の行動管理(有症状の演者の出演等は控える、演者と観客の接触防止)

コ) ガイドライン遵守の旨の公表(ガイドラインに従った取組を行う旨、イベントホームページやチラシなどに公表)

### 【イベント開催の留意事項】

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密(密集、密接、密閉)の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・イベントを開催する前後には、観客やスタッフ(選手、出演者を含む)の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動(例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避)を促すこと。
- ・その他、感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

## (6) 周知・広報

ア WEBやSNSを活用し、事前に利用者に対して以下の周知を行ってください。

- マスクの着用(マスクを持参していない場合には、咳エチケット)
- こまめな手洗い、手指の消毒の徹底
- 社会的距離(ソーシャル・ディスタンス)の確保

イ 以下の場合には、来場しないよう要請してください。

- 発熱や体調不良が認められる方
- 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある方

## (7) その他

ア 有料公園施設等ごとの特別な定めについては別に示す。

イ 関係機関連絡先

名称	住所	連絡先	公園
土木総務課	長崎市桜町2番22号	095-829-1162	稲佐山公園 長崎市総合運動公園 平和公園
中央総合事務所地域整備1課	長崎市桜町2番22号	095-829-1164	小江原台近隣公園
中央総合事務所地域整備2課	長崎市桜町2番22号	095-829-1184	立山公園
長崎市保健所	長崎市桜町2番22号	095-801-1712	
長崎大学医学部附属病院 (感染症指定医療機関)	長崎市坂本1丁目7番1号	095-819-7215	



ウ 改訂

- 第1版 令和2年5月 29 日
- 第2版 令和2年6月 3日
- 第3版 令和2年7月 20 日
- 第4版 令和2年7月 22 日
- 第5版 令和2年8月 3日
- 第6版 令和2年9月 1日
- 第7版 令和2年9月 23 日
- 第8版 令和2年 12 月 1日
- 第9版 令和3年1月 8日
- 第10版 令和3年1月 22 日
- 第11版 令和3年2月 10 日
- 第12版 令和3年3月 3日
- 第13版 令和3年4月 22 日
- 第14版 令和3年5月 10 日
- 第15版 令和4年 1 月 21 日

# 稲佐山公園

## 1 基本的な考え方

【共通】公園の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(有料公園施設等)(以下、共通ガイドライン)と併せて、以下施設ごとの予防対策を行う。

## 2 施設管理

### (1) 野外ステージ(リハーサル室含む)

#### ア 施設内

- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒 ⇒共通ガイドライン3(4)イ
- ・十分な換気 ⇒共通ガイドライン3(3)ア
- ・施設の入りに消毒液の設置 ⇒共通ガイドライン3(3)イ

#### イ リハーサル室、楽屋等

- ・十分な換気 ⇒共通ガイドライン3(3)ア
- ・テーブル、椅子等の定期的な消毒 ⇒共通ガイドライン3(4)イ
- ・利用者が密にならないよう入場制限等の実施

#### ウ トイレ

- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒 ⇒共通ガイドライン3(4)イ
- ・蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ⇒共通ガイドライン3(4)エ
- ・個人のハンカチ等の使用の徹底
- ・トイレの混雑が予想される場合の間隔確保 ⇒共通ガイドライン3(3)ウ

#### エ 清掃等

- ・清掃、ゴミの処理を行う者へのマスク、手袋着用 ⇒共通ガイドライン3(4)ア
- ・作業後の手洗い ⇒共通ガイドライン3(4)ア

## (2) スロープカー(駅舎含む)

### ア 中腹駅舎、山頂駅舎、休憩室

- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒(券売機含) ⇒共通ガイドライン3(4)イ
- ・十分な換気 ⇒共通ガイドライン3(3)ア
- ・施設の入りに消毒液の設置 ⇒共通ガイドライン3(3)イ
- ・チケット販売(窓口)の亚克力板等の設置 ⇒共通ガイドライン3(3)エ
- ・チケット販売時の密集の回避 ⇒共通ガイドライン3(3)ウ
- ・チケット販売時の金品の受領の工夫 ⇒共通ガイドライン3(1)エ
- ・チケットもぎり時のマスク、手袋の着用
- ・入場時の整列の間隔確保 ⇒共通ガイドライン3(3)ウ
- ・利用者が密にならないよう入場制限等の実施 ⇒共通ガイドライン3(2)ウ

### イ スロープカー

- ・乗降時の十分な換気
- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒 ⇒共通ガイドライン3(4)イ

### ウ トイレ

- ・野外ステージと同様

### エ 清掃等

- ・野外ステージと同様

## (3) 展望台、管理事務所

### ア 施設内

- ・野外ステージと同様

### イ トイレ

- ・野外ステージと同様

### ウ 清掃等

- ・野外ステージと同様

## (4) その他

### ア 施設の予約受付時の対応

- ・受付時の窓口に消毒液の設置
- ・マスクの着用
- ・間隔の確保

### イ イベント主催者に協力を求める具体的な対策

- ・令和2年9月18日付公益社団法人全国公立文化施設協会による「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」を参照する。

# 長崎市総合運動公園

## 1 基本的な考え方

【共通】公園の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(有料公園施設等)(以下、共通ガイドライン)と併せて、以下施設ごとの予防対策を行う。

## 2 施設管理

### (1) 庭球場、陸上競技場、野球場、補助競技場、投てき練習場、運動広場

#### ア 施設内

- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒 ⇒ 共通ガイドライン3(4)イ
- ・十分な換気 ⇒ 共通ガイドライン3(3)ア
- ・施設の入りに消毒液の設置 ⇒ 共通ガイドライン3(3)イ

#### イ トイレ

- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒 ⇒ 共通ガイドライン3(4)イ
- ・蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ⇒ 共通ガイドライン3(4)エ
- ・個人のハンカチ等の使用の徹底
- ・トイレの混雑が予想される場合の間隔確保 ⇒ 共通ガイドライン3(3)ウ

#### ウ 清掃等

- ・清掃、ゴミの処理を行う者へのマスク、手袋着用 ⇒ 共通ガイドライン3(4)ア
- ・作業後の手洗い ⇒ 共通ガイドライン3(4)ア

## (2) その他

令和2年5月28日付ス振号外「スポーツ活動における感染予防ガイドラインの策定について(通知)」にかかる各ガイドラインによる対応も重ねて行う。

※R2.9.17 更新(②はR2.7.14 更新)

- ① スポーツ活動における感染防止ガイドライン【大会・イベント参加者向け】
- ② スポーツ活動における感染防止ガイドライン【大会・イベント利用者向け】
- ③ スポーツ活動における感染防止ガイドライン【施設管理者向け】
- ④ スポーツ活動における感染防止ガイドライン【施設利用者向け】

# 平和公園

## 1 基本的な考え方

【共通】公園の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(有料公園施設等)(以下、共通ガイドライン)と併せて、以下施設ごとの予防対策を行う。

## 2 施設管理

### (1) 庭球場、ラグビー・サッカー場、陸上競技場(更衣室含む)、ソフトボール場、弓道場

#### ア 施設内

- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒 ⇒共通ガイドライン3(4)イ
- ・十分な換気 ⇒共通ガイドライン3(3)ア
- ・施設の入りに消毒液の設置 ⇒共通ガイドライン3(3)イ

#### イ トイレ

- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒 ⇒共通ガイドライン3(4)イ
- ・蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ⇒共通ガイドライン3(4)エ
- ・個人のハンカチ等の使用の徹底
- ・トイレの混雑が予想される場合の間隔確保 ⇒共通ガイドライン3(3)ウ

#### ウ 清掃等

- ・清掃、ゴミの処理を行う者へのマスク、手袋着用 ⇒共通ガイドライン3(4)ア
- ・作業後の手洗い ⇒共通ガイドライン3(4)ア

## (2) その他

ア 令和2年5月28日付ス振号外「スポーツ活動における感染予防ガイドラインの策定について(通知)」にかかる各ガイドラインの対応も重ねて行う。

※R2.9.17 更新(②はR2.7.14 更新)

- ① スポーツ活動における感染防止ガイドライン【大会・イベント参加者向け】
- ② スポーツ活動における感染防止ガイドライン【大会・イベント利用者向け】
- ③ スポーツ活動における感染防止ガイドライン【施設管理者向け】
- ④ スポーツ活動における感染防止ガイドライン【施設利用者向け】



# 小 江 原 台 近 隣 公 園

## 1 基本的な考え方

【共通】公園の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(有料公園施設等)(以下、共通ガイドライン)と併せて、以下施設ごとの予防対策を行う。

## 2 施設管理

### (1) 庭球場、多目的広場

#### ア トイレ

- ・蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ⇒共通ガイドライン3(4)エ
- ・個人のハンカチ等の使用の徹底
- ・トイレの混雑が予想される場合の間隔確保 ⇒共通ガイドライン3(3)ウ

### (2) その他

ア 令和2年5月28日付ス振号外「スポーツ活動における感染予防ガイドラインの策定について(通知)」にかかる各ガイドラインの対応も重ねて行う。

※R2.9.17 更新(②はR2.7.14 更新)

- ① スポーツ活動における感染防止ガイドライン【大会・イベント参加者向け】
- ② スポーツ活動における感染防止ガイドライン【大会・イベント利用者向け】
- ③ スポーツ活動における感染防止ガイドライン【施設管理者向け】
- ④ スポーツ活動における感染防止ガイドライン【施設利用者向け】

# 立山公園

## 1 基本的な考え方

【共通】公園の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(有料公園施設等)(以下、共通ガイドライン)と併せて、以下施設ごとの予防対策を行う。

## 2 施設管理

### (1) 立山市民運動場

#### ア トイレ

- ・蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ⇒共通ガイドライン3(4)エ
- ・個人のハンカチ等の使用の徹底
- ・トイレの混雑が予想される場合の間隔確保 ⇒共通ガイドライン3(3)ウ

### (2) その他

ア 令和2年5月28日付ス振号外「スポーツ活動における感染予防ガイドラインの策定について(通知)」にかかる各ガイドラインの対応も重ねて行う。

※R2.9.17 更新(②はR2.7.14 更新)

- ① スポーツ活動における感染防止ガイドライン【大会・イベント参加者向け】
- ② スポーツ活動における感染防止ガイドライン【大会・イベント利用者向け】
- ③ スポーツ活動における感染防止ガイドライン【施設管理者向け】
- ④ スポーツ活動における感染防止ガイドライン【施設利用者向け】